

依頼者の利益を毅然と守る

法律事務所職員 本木 進

労働組合結成，工場閉鎖通告…労働争議を経て，畑違いの法律事務所に就職したのは28年前。失敗を繰り返しながら，弁護士とともに施行直前の民事執行法の学習と実践に努めたことが大きな力となった。

◇◇◇ 畑違いの職場へ

合板（ベニヤ板）製造の職場から，畑違いの法律事務所への就職は28年前である。その当時，合板製造の職場は労働組合もなく，低賃金と劣悪な労働条件の下で働き，何とかもう少し労働条件の向上を願って，1975年11月に労働組合を結成した。しかし，その年のクリスマスプレゼントに会社より工場閉鎖通告を受け，労働争議となった。争議は1年余で解決し，組合側代理人の弁護士事務所への就職となったわけである。

◇◇◇ 六法も何も読んだことなく，実践と学習

まったくのズブの素人が，法律事務所への就職で十数年外回りを中心に仕事をし，さまざまな失敗を繰り返しながら自分自身の向上を図った。当時はちょうど民事執行法（有体動産・債権・不動産執行，仮差押・仮処分等の手続法）が施行される直前ということで，弁護士とともに事務職員も学習をし，実践したのが大きな力となったといえる。

◇◇◇ 標榜同和の脅し

「〇〇同和連盟の者だが，明け渡しの猶予は駄目か。明け渡しに際して，『警察云々』というの

はどういうことか。差別というのは，流行らないがどうだ」との電話が法律事務所に入った。

私が，「法的に1か月余の猶予期間を与えてきて，任意の建物明け渡しを求めている。この期限内に明け渡し完了しなければ，強制的に執行官をして明け渡しの執行をする」と対応した。建物明け渡しの1か月の任意明け渡し期限の5日前の夕方に，債務者の友人と称する者からの電話であった。

直ちに，担当弁護士に事情を説明して，明け渡し断行日に向けた対策を立てた。そして，当日は弁護士・事務局の体制も万全にして，最寄警察署への警備要請，執行官・業者への事情の告知をして手配をとった。

◇◇◇ 毅然と依頼者の利益を守る

標榜同和人物の電話による脅しすかしにもかかわらず，弁護士は毅然と「断固建物の明け渡しを行なうべき」の方針を変えず，依頼者の利益を守る立場を堅持した。建物明け渡しの執行に向けた段取りは，着々と進んだ。まず翌日，債務者に対しての電話連絡がつき，上記の事情を話し，明け渡し執行による「残置物件の放棄書」の受領と任意の明け渡しを再度求めた。そして，当日は任意の明け渡しではなく，強制執行により決着した。